

子ども・若者育成支援推進大綱(「子ども・若者ビジョン」) (概要)

位置づけ

- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「大綱」
- 施策に関する基本的な方針等について定めるもの

状況認識

- グローバル化の進展
多様な価値観をもつ人たちとの共生が必要
- 情報化の更なる進展
視野等を広げる一方、被害等の負の影響の懸念
- 雇用環境の大きな変化
非正規雇用の増大、フリーター・ニートの数の高止まり
- 経済的格差の拡大と世代をまたがる固定化
「子どもの貧困」問題としてクローズアップ
- 家庭や地域の養育力の低下、児童虐待被害

今後の施策の推進体制等

- ・実態等の把握等
 - ・広報啓発等
 - ・国際的な連携・協力
 - ・国の関係機関等の連携・協働の促進
 - ・関係施策の実施状況の点検・評価
 - ・子ども・若者の意見聴取等
 - ・見直し(5年を目途)
- 等

施策の基本的方向

すべての子ども・若者の健やかな成長を支援

- (1)自己形成支援
 - ・日常生活能力の習得 — 生活習慣の形成、規範意識等の育成 等
 - ・多様な活動機会の提供 — 自然体験、芸術・伝統文化体験 等
 - ・学力の向上 — 基礎学力の保障等／高校教育の質の保証 等
 - ・大学教育等の充実 — 質の高い教育の展開支援 等
 - ・経済的支援の充実 — 子ども手当、高校の実質無償化 等
- (2)社会形成・社会参加支援
 - ・社会形成への参画支援 — 社会形成・社会参加に関する教育(シティズンシップ教育)の推進／子ども・若者の意見表明機会の確保
 - ・社会参加の促進 — ボランティア活動、国際交流活動 等
- (3)健康と安心の確保
 - ・健康の確保・増進 — 思春期特有の課題(喫煙、性感染症等)への対応／健康教育の推進 等
 - ・相談体制の充実 — スクールソーシャルワーカー等の活用 等
- (4)若者の職業的自立、就労等支援
 - ・就業能力・意欲の習得 — キャリア教育、職業教育の体系的な充実／ジョブ・カード制度の推進 等
 - ・就労等支援の充実 — 高校生、大学生等に対する就職支援 等

困難を有する子ども・若者やその家族を支援

- (1)困難な状況ごとの取組
 - ①ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等
子ども・若者支援地域協議会の設置促進(ネットワークの形成)／支援に携わる人材養成／地域若者サポートステーション事業の実施 等
 - ②障害のある子ども・若者の支援
教育・就労支援等／発達障害のある者の支援
 - ③非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等
非行防止活動、相談活動の推進／薬物乱用防止(再乱用防止等)／少年院における矯正教育等の充実／しよく罪指導等処遇の充実 等
 - ④子どもの貧困問題への対応
子ども手当、高校の実質無償化、奨学金の充実／ひとり親家庭への支援／貧困の連鎖の防止／状況把握 等
 - ⑤困難を有する子ども・若者の居場所づくり
要保護児童の居場所づくり／グループホーム等の居場所づくり
 - ⑥外国人等特に配慮が必要な子ども・若者の支援
外国人の子どもの教育充実／定住外国人の若者の就職促進／性同一性障害者等／十代の親への支援
- (2)子ども・若者の被害防止・保護
 - 児童虐待防止対策／里親の拡充など社会的養護の充実
 - ／児童買春、児童ポルノ等の犯罪対策／犯罪被害にあった者等への対応
 - ／いじめ被害、自殺対策
 - ／被害防止教育(メディアリテラシーの習得、情報モラルの涵養等) 等

社会全体で支えるための環境整備

- (1)環境整備
 - ①家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
 - ・保護者等への支援を行う「家庭を開く」取組 — 家庭教育に関する人材養成、相談体制の充実 等
 - ・外部の力も活用した「開かれた学校」づくり — 学校支援地域本部やコミュニティ・スクールの設置促進／スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用 等
 - ・放課後の居場所やさまざまな活動の場づくり — 放課後子どもプランの推進 等
 - ・犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
 - ②多様な主体による取組の推進
 - ・相談体制の充実 — 子ども・若者総合相談センターの体制確保支援
 - ・民間団体等の取組の推進 — 国民運動等の取組の推進
 - ③関係機関の機能強化、地域における多様な担い手の育成
 - ・専門職の養成・確保
 - ・地域における多様な担い手の育成 — 青少年リーダー等の育成 等
 - ④子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応
フィルタリングの性能向上・利用普及／インターネット上の違法情報の取締り／ゲームや携帯電話をめぐる問題への取組 等
- (2)大人社会の在り方の見直し — 雇用・労働の在り方の見直し 等